【巻頭言】

情報技術の進歩と学会活動

須藤　繁

私は、エネルギー経済や経済法等を教えている私大の教員であるが、独禁法と情報技術には一方ならず関心を持ってきた。

本年 9 月 26 日公正取引委員会（以下、公取と記す）竹島一彦委員長が退任して以来、公取は委員長不在期間が続いている。様々な事情があるにせよ、委員長不在の越年は機能不全というべき状態に等しいように思える。従前、ややもすると「吠えない番犬」と揶揄された公取は、同委員長時代に「吠える番犬」に変貌した。2002 年 7 月就任以来、歴代最長の 10 年 2 カ月に及んだ同委員長の就任期間は、情報技術の活用が様々な分野で定着し、本格化した時代であった。

公取は少人数の陣容でホームページの活用により旺盛な情報発信を行い、世論を味方に付けている稀有な独立行政機関であるというのが私の印象である。全ての法的措置を含む報道発表資料を平成 18 年からＰＤＦで全文公開しているのも情報技術駆使の賜物である。また、前年度の活動実績の公表は実に速い。因みに平成 23 年度の事業報告は 24 年 6 月 6 日付けで公表された。

法的措置の執行理由をきめ細かく説明するなどの細心の注意を図りつつ、説明責任を明確に果たす姿勢には、自由かつ公正な市場の番人としての矜持を感じる。昨年度の法的措置 22 件は、入札談合 12 件、価格カルテル 5 件、不公正な取引方法 5 件という内訳である。このうち不公正な取引方法に関しては、優越的地位の濫用事例が 3 件を占めるが、仮に社会が今日強者の側に傾きつつあるとするならば、その是正に公取の果たす役割には大きいものがある。

一方、公取が消費者庁と共管する消費者保護の分野では、情報の非対称性の視点がある。経済学では市場における各取引主体が保有する情報に差があるとき、一般に、その不均等な情報構造を情報の非対称性と呼ぶ。そして情報の非対称性が存する場合には市場の失敗が生じるのみならず、公正な取引が実施し難くなる。取引当事者間で情報の非対称性が認められる場合には、消費者保護の点から取引を無効とすることができる、というのが情報の非対称性適用の教えるところである。

さて、視点を学会活動に転ずれば、学会活動もまた情報技術革新の大きな影響を受けている。情報技術を駆使すれば、新設の小学会も老舗の大学会と等しく交流することができる。その点では全ての関係者がインターネットで定着した情報技術の効用を大きく享受しているといえる。そのことの含意は、情報技術の進歩が学会員の規模、学会誌の発行部数、運営資金規模等に内在した非対称性的な要素を超越する方向で働いているとの点にある。

化学生物総合管理　第 8 巻第 2 号（2012.12）　62-63 頁
受理日：2012 年 12 月 19 日

本学会も他学会と同様、情報技術の成果を受けて活発な活動を行っている。学会活動の質は、既述のとおり会員数で決まるものでも、学会誌の発行部数、会費収入の規模で決まるものでもなく、設立目的の開放性と持続性にあり、それを担保する規定の透明性に求められる。

今日、情報技術の発達で小規模学会も大規模学会と論争することができる。あるいは、学際的な分野で他学会の会員と論議することも、場合によっては行政府と対峙せねばならないことも起こり得る。

情報技術の進歩は、利用者のスキルの進歩と相俟って、学会誌の有り様を変えてもいる。一例を挙げれば、本号掲載の意見公募（パブリック・コメント）に関する報文は、提出意見の採否をビジュアルに対照させているが、10 年前の学会誌なら分かり易さの点でも迅速処理の点でもこうした対応は不可能だったと考えられる。この数年の情報技術の進歩は、ハードコピーによる開示とデジタルによる開示の併用、あるいは相互補完の有用性を教えている。

情報の非対称性の観点を逆手にとれば、学会員数、学会誌発行部数、資金規模は何ら関係なく、学会も、行政当局も、あるいは NGO もそれぞれの立場に応じて、情報技術を活用することができる時代になった。本号には、本学会誌に毎号寄稿されている「化学物質総合管理による能力強化策に関する研究」の「その１５」に併せ「その１６」も掲載された。査読過程で提出された指摘を迅速かつ的確に反映した結果と推察するが、こうしたフットワークの軽快さがまた、小所帯の学会の良さであると感じた。

化学生物総合管理　第 8 巻第 2 号（2012.12）　62-63 頁
受理日：2012 年 12 月 19 日